

証券コード 8938
2021年6月14日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮 下 仁

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

来場される株主様への当社の対応については、次の通りを原則といたします。

- ・ご来場の際は、健康状態に充分ご留意いただき、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・会場にて受付をされる前に、検温（非接触型の体温計）にご協力いただくことがございます。発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただき、入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入り口において、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願い申し上げます。
- ・開会後において、体調不良と見受けられる方に、運営スタッフがお声がけする場合やご退場をお願いする場合がございます。
- ・座席は50席に限らせていただき、十分な間隔を空けてお座りいただけるよう配置いたします。なお、例年の定時株主総会における出席者数に照らすと、50席が埋まることは考え難いものではございますが、万一50名以上が出席される場合には、先着順とさせていただきますので、ご容赦頂けますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行わせていただく予定です。
- ・ご来場の株主様からのご質問は、原則お一人あたり3問といたします。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）の当社営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 会 場 東京都墨田区横綱 1－6－1
第一ホテル両国 5階 清澄

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 取締役の報酬等の額の改定並びにストック・オプション報酬等の額及びその具体的な内容決定の件
- 第3号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.glome-holdings.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第11条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.glome-holdings.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 計算書類の「個別注記表」

② 連結計算書類の「連結注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

第29回定時株主総会におけるライブ配信について

本総会におきましては、株主の皆様のコロナ感染症対策も念頭に安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」）を導入いたしました。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 本バーチャル株主総会とは

- (1) ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、「株主様専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものであります。

2. 参加の手続き

- (1) 本バーチャル株主総会へ参加される株主様は、後記「3.」に記載のID（株主番号）とパスワードを後記「4.」の「株主様専用ウェブサイト」で入力してください。
- (2) 本バーチャル株主総会で参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりませんので、本バーチャル株主総会を通して、当日の議決権行使や質問はできません。

したがいまして、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するよう書面により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

3. IDおよびパスワード

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の8桁の半角数字）
パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

4. 株主様専用ウェブサイト

アドレス <https://8938.ksoukai.jp>

5. その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。

- (3) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (4) 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2021年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (5) 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」ページにてお知らせいたします。
- (7) 本バーチャル株主総会の配信画像の転用・転載は禁止いたします。

6. お問い合わせ先

本バーチャル株主総会に関して、お電話によるお問い合わせ先は以下の通りです。
グローム・ホールディングス株式会社 総務チーム 03-5545-8101

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、緊急事態宣言の発令等により、社会経済活動が大幅に制限される環境下であり、企業収益、雇用情勢、個人消費は悪化し、マイナス成長となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は依然継続しており、感染再拡大の懸念もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する医療業界におきましては、医療従事者や高齢者に対するワクチン接種が始まる等、政府による様々な新型コロナウイルス感染症に対する施策が実施されております。しかし、変異型ウイルスの発生等もあり、感染者の増加に歯止めがかからない状況は継続しており、依然として医療体制は逼迫しております。

このような経営環境の中、当社グループは、コロナ禍という未曾有の試練に直面する中、アライアンス先医療機関（候補先を含む）へ当社グループの役職員がウイルスを持ち込まないことを最優先とし、アライアンス先医療機関を含む当社グループの全役職員の安全を確保しつつ、アライアンス先医療機関の拡大とアライアンス先医療機関へのサービス提供を推進しました。

事業整理に関しましては、連結子会社である株式会社LCパートナーズと当社が100%出資していたメディカル・アセット投資法人は株式譲渡しております。また、連結子会社の株式会社LCレンディングは匿名組合出資預り金の全額償還を完了した後、株式譲渡しております。さらに米国所在の連結子会社Clay Street Capital, Inc.は清算を結了しております。

連結・非連結のSPCにて所有する販売用不動産の売却に関しましては連結SPCで3件、非連結SPCでは1件の売却を実現いたしました。

その結果、当社グループの連結業績は売上高で前期比52.1%減収の3,968百万円、営業利益377百万円（前期は営業損失606百万円）、経常利益46百万円（前期は経常損失2,219百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失255百万円（前期も親会社株主に帰属する当期純損失2,227百万円）となりました。

なお、当連結会計年度において、当社は第三者割当増資を実施しております。

主な要因は次の通りです。売上高が前連結会計年度と比較して大きく減少しておりますが、前連結会計年度は販売用不動産の売却が多数あったことによるものであります。営業損益及び経常損益については、前連結会計年度は販売用不動産の評価減や貸倒引当金繰入額の損失計上があったことによるものであります。特別損益については、前連結会計年度は特別利益として関係会社株式売却益や資産除去債務戻入益の計上があり、当連結会計年度では関係会社清算損があったことによります。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。また、当連結会計年度末より、報告セグメントの名称を従前の病院関連事業から医療関連事業へ変更しております。当該変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

①医療関連事業

当連結会計年度には、戦略を含めた事業の再点検を行い、今後のアライアンス先医療機関獲得手法や、既存のアライアンス先医療機関のレビューを行うとともに、債権管理規程を大幅に刷新・強化し、より厳格な債権・投資管理体制を導入しました。

アライアンス先医療機関の拡大ですが、コロナ禍の下、候補先へのデューデリジェンス実施の困難によりアライアンス先の新規病床増は1,028床にとどまりました。

アライアンス先のレビューの結果、医療関連事業を立ち上げた時期（2017年）に獲得した3医療機関（170床）について、当社の戦略に合致しないと考え、アライアンスを解消しました。

また、既存のアライアンス先の各医療機関も戦略を再点検する中で、当該地域の医療ニーズに応える病床転換を進めており、これに伴う設置基準への充足を満たすため、23床を減床させています。

この結果、当連結会計年度末のアライアンス先医療機関の病床数は、4,062床となりました。前連結会計年度末の病床数3,227床から835床の純増となりました。

当社の公表している「病床数」は、有床診療所病床、病院病床（介護医療院含む）、介護老人保健施設、有料老人ホーム（介護付/住宅型/健康型）、介護老人福祉施設における認可病床数の合計です。なお、透析ベッド、サービス付高齢者住宅、グループホーム、ケアハウスについては、病床数に含めておりません。

アライアンス先医療機関へのサービス提供ですが、連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社においては、

- ・経営・管理・運営の指導
 - ・他医療法人等との連携支援
 - ・保険・医療・福祉関連の情報提供
 - ・医療機器購入支援
 - ・薬剤購入支援
 - ・在庫管理支援
 - ・給食事業支援
 - ・貸金業全般
 - ・IT化支援
 - ・不動産管理支援
 - ・医療法人等の事業承継にかかる助言及び指導
- を担っています。

また、連結子会社であるグローム・ワークサポート株式会社においては、

- ・人事・労務を中心とした研修
- ・人事制度の構築支援
- ・諸規定の制定支援
- ・有料職業紹介
- ・事務部門への労働者派遣
- ・事務業務の請負

を担うべく、2021年1月から稼働を開始しています。

サービス提供については、各メニューにおいて進捗の差があります。コロナ禍でサービス提供の開始に遅れがでておりますが、既存アライアンス先へのサービス提供を深化させるとともに、新規アライアンス先獲得による拡大を推進しています。

以上の結果、売上高は1,498百万円(前期比8.8%増収)となりました。また、債権管理規程を大幅に刷新・強化しておりますが、より厳格な債権・投資管理体制の下で債権回収や担保保全を行い、貸倒引当金の一部を戻入したことにより、営業利益は587百万円(前期は営業損失374百万円)となりました。

また、当連結会計年度末の医療関連事業に投下している連結ベースの主な資産は、次の通りです。

- ・営業貸付金：413百万円
- ・短期貸付金：228百万円
- ・1年内回収予定の長期貸付金：211百万円
- ・長期貸付金：942百万円
- ・その他：323百万円

②不動産関連事業

既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針ですが、当連結会計年度末現在、以下の不動産の賃貸事業を行っております。

- ・埼玉県ふじみ野市所在の商業施設（当社にて保有）
- ・北海道釧路市所在の商業施設（連結子会社である合同会社LCRF12にて保有）
- ・北海道留萌市所在の商業施設（連結子会社である合同会社LCRF13にて保有）
- ・三重県多気郡所在の商業施設（連結子会社である合同会社PBTF1にて保有）

これらの資産からの賃料および当連結会計年度中に売却した3物件の販売用不動産収入を中心に、売上高は2,475百万円(前期比64.3%減収)、営業損失は40百万円(前期も営業損失28百万円)となりました。

なお、連結子会社Clay Street Capital, Inc.の清算に伴い、関係会社清算損257百万円を特別損失に計上しております。

また、当連結会計年度末のこれらの連結ベースの資産残高は、次の通りです。

- ・販売用不動産：1,899百万円
- ・有形固定資産（純額）：102百万円

以下の連結子会社については、今後、休眠もしくは清算する予定です。

- ・グローム・プラス株式会社
- ・合同会社シアトル525
- ・LC West Coast, Inc
- ・LC Seattle 1, LLC

その他

持分法適用関連会社である株式会社DAホールディングスは、医療関連不動産への投資に関わる損失処理及び医療関連事業への出資金の評価損を主たる要因に、2020年12月期に親会社株主に帰属する当期純損失975百万円を計上しております。これに伴い、当社の所有割合29.5%に相当する287百万円を持分法による投資損失として、当社は当連結会計年度に計上しております。これを反映して当連結会計年度末の当社の連結計算書類上、株式会社DAホールディングスに対する投資有価証券残高は670百万円、その連結子会社である株式会社DAインベストメンツに対する長期貸付金残高は285百万円となっています。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は14百万円であります。

主なものは、本社事務所の内装設備やIT関係費用であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、2020年11月30日に当社取締役会の決議により、第三者割当による新株式を発行し、2020年12月16日に3,700百万円の資金調達を行いました。

4. 重要な組織再編等の状況

当社は不動産関連事業からの撤退のため、事業の整理を進めております。その過程の中で、2020年5月27日付で株式会社LCパートナーズの全株式を株式会社ビーロットに譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。また同社が100%出資しておりましたメディカル・アセット投資法人につきましても共に譲渡しており、当社の連結子会社ではなくなりました。

2020年12月1日付で株式会社LCレンディングの全株式を株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメントに譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

2021年3月12日付で在外子会社Clay Street Capital, Inc.は清算終了しております。

5. 対処すべき課題

①内部統制体制の強化

当社は2020年9月11日に金融庁より課徴金の納付命令を受けました。これに至った一連の事態を深く反省し、過去から明確に決別し、このようなことを二度と発生させないよう、内部統制体制の強化に努めます。

②財務体質の強化と医療関連事業推進のための資金確保

コロナ禍に直面するアライアンス先医療機関に対して資金的支援を安定して行えるよう、当社グループの財務体質を強化するとともに、投資可能な資金の確保を行っていきます。

③医療関連事業の推進

コロナ禍という未曾有の試練に直面する中、アライアンス先医療機関（候補先を含む）へ当社グループの役職員がウイルスを持ち込まないことを最優先としつつ、アライアンス先医療機関を含む当社グループの全役職員の安全を確保しながら、アライアンス先医療機関とその病床数の拡大、アライアンス先医療機関へのサービス提供を推進していきます。

④不動産関連事業からの撤退

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針です。2021年3月末現在も所有する4件の商業施設については順次売却を行う予定です。

6. 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区 分	第26期 2017年度	第27期 2018年度	第28期 2019年度	第29期 (当連結会計年度) 2020年度
売 上 高	13,774	14,829	8,288	3,968
経常利益又は経常損失	1,049	1,502	△2,219	46
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失	263	1,003	△2,227	△255
1株当たり当期純利益 又は当期純損失	47.37円	180.46円	△400.62円	△38.82円
総 資 産 額	31,304	22,415	11,127	8,303
純 資 産 額	5,228	6,010	3,708	7,341

7. 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
グローム・マネジメント株式会社(注1)	285百万円	100%	医療関連事業
グローム・ワークサポート株式会社(注2)	50百万円	100%	医療関連事業
グローム・ステイ株式会社	60百万円	100%	医療関連事業
グローム・プラス株式会社	50百万円	100%	医療関連事業
合同会社シアトル525	0.1百万円	100%	不動産関連事業
LC West Coast, Inc.	943,515ドル	100%	不動産関連事業
LC Seattle 1 LLC.	86,028ドル	100%	不動産関連事業
合同会社LCRF12	0.1百万円	—	不動産関連事業
合同会社LCRF13	0.1百万円	—	不動産関連事業
合同会社PBTF1	0.1百万円	—	不動産関連事業
株式会社DAホールディングス(注3)	100百万円	29.5%	医療関連事業

- (注) 1. グローム・マネジメント株式会社は2020年6月に増資をしております。
2. グローム・ワークサポート株式会社は旧グローム・コネクト株式会社が2021年1月より社名変更したものであります。
3. 株式会社DAホールディングスは当社の持分法適用関連会社であります。
4. 株式会社LCパートナーズは2020年5月に当社が保有する全株式を譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、同社が100%出資しておりますメディカル・アセット投資法人も共に株式譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
5. 株式会社LCレンディングは2020年12月に株式譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
6. Clay Street Capital, Inc.は、2021年3月に清算終了したことにより、連結の範囲から除外しております。

8. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの各事業の内容は以下のとおりであります。

①医療関連事業

アライアンス先医療機関（2021年3月31日現在：27医療法人、43施設、4,062床）に対して、以下のサービスを提供しております。

連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社においては

- ・ 経営・管理・運営の指導
- ・ 他医療法人等との連携支援
- ・ 保険・医療・福祉関連の情報提供
- ・ 医療機器購入支援
- ・ 薬剤購入支援

- ・在庫管理支援
- ・給食事業支援
- ・貸金業全般
- ・IT化支援
- ・不動産管理支援
- ・医療法人等の事業承継にかかる助言及び指導を担っています。

また、連結子会社であるグローム・ワークサポート株式会社においては

- ・人事・労務を中心とした研修
- ・人事制度の構築支援
- ・諸規定の制定支援
- ・有料職業紹介
- ・事務部門への労働者派遣
- ・事務業務の請負

を担うべく、2021年1月から稼働を開始しています。

②不動産関連事業

既に大幅に縮小し、今後完全に撤退する方針ですが、2021年3月31日現在以下の不動産の賃貸事業を行っております。

- ・埼玉県ふじみ野市所在の商業施設（当社にて保有）
- ・北海道釧路市所在の商業施設（連結子会社である合同会社LCRF12にて保有）
- ・北海道留萌市所在の商業施設（連結子会社である合同会社LCRF13にて保有）
- ・三重県多気郡所在の商業施設（連結子会社である合同会社PBTF1にて保有）

9. 主要な営業所等（2021年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区赤坂1丁目12番32号

10. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
医療関連事業	38名	7名増
不動産関連事業	1名	27名減
全社（共通）	9名	9名増
合計	48名	11名減

- (注) 1. 当社グループは、当社グループの事業活動の実態をより明確にするため、報告セグメントの見直しを行っております。これまで「不動産賃貸関連事業」「不動産ファンド事業」「SPC関連事業」であったセグメント区分を「不動産関連事業」に集約し、「病院関連事業」については「医療関連事業」にセグメント名称を変更しております。また、セグメントを特定することのできない本社管理部門人員については、「全社（共通）」として表記しております。
2. 医療関連事業の従業員数が前期末と比べ7名増加しておりますが、その主な理由は、業容拡大に伴い他事業からの転籍ならびに期中採用が増加したことによるものであります。
3. 不動産関連事業の従業員数が前期末と比べ27名減少しておりますが、その主な理由は、前期末まで「不動産賃貸関連事業」に算入しておりましたセグメントを特定することのできない本社管理部門人員について「全社（共通）」に算入したこと、また、不動産ファンド事業を行う連結子会社の株式譲渡に伴う人員減、業容縮小に伴う人員減によるものであります。
4. 全社（共通）の従業員数が前期末と比べ9名増加しておりますが、その主な理由は、前期末まで「不動産賃貸関連事業」に算入しておりましたセグメントを特定することのできない本社管理部門人員について「全社（共通）」に算入したことに伴う人員増であります。

11. 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) 横浜銀行	319百万円
(株) 西京銀行	200百万円
(株) 東和銀行	67百万円

- (注) 借入金残高は長期借入金及び短期借入金の合計残高金額であります。

II. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 17,070,000株

- (注) 2020年6月26日開催の第28回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2020年6月26日付で、発行可能株式総数を11,380,000株から17,070,000株に変更しております。

2. 発行済株式の総数 9,051,000株

- (注) 2020年12月16日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は3,490,600株増加しております。

3. 株主数 1,202名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比 率
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENTS LIMITED	3,040,600株	33.59%
金 子 修	968,800株	10.70%
普 濟 堂 株 式 会 社	611,000株	6.75%
BEIDA MICROELECTRONICS INVESTMENT LIMITED	450,000株	4.97%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	366,600株	4.05%
株 式 会 社 ワ イ エ ム エ ム	268,200株	2.96%
吉 岡 裕 之	241,000株	2.66%
江 川 源	233,500株	2.57%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	179,500株	1.98%
青 山 英 男	172,400株	1.90%

（注）持株比率は自己株式（540株）を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

240個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 24,000株（新株予約権 1 個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり 104,000円（1 株当たり1,040円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年7月1日から2030年6月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時における条件は設定しない。当社の取締役の地位にあることを要しない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	240個	24,000株	3名

(注) 取締役には社外取締役は含まれておりません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として子会社役員等に対し交付した新株予約権の状況

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
150個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 15,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり 104,000円（1株当たり1,040円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年7月1日から2030年6月25日まで

- ・新株予約権の行使の条件

権利行使時における条件は設定しない。当社子会社の取締役の地位にあることを要しない。

- ・子会社役員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
子会社の取締役	150個	15,000株	3名

3. その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 下 仁	グローム・ワークサポート(株) 代表取締役社長
取 締 役 会 長	山 口 公 明	
取 締 役	橋 本 和 久	グローム・マネジメント(株) 代表取締役社長
取 締 役	徐 柱 良	
取 締 役	関 栄 光	
常 勤 監 査 役	金 重 凱 之	
監 査 役	堂 野 達 之	
監 査 役	松 野 直 徒	

- (注) 1. 取締役徐柱良氏及び関栄光氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役堂野達之氏及び松野直徒氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、監査役堂野達之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「6. 社外役員に関する事項」に記載しております。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

氏名	退任日	理由	退任時の地位
金子 修	2020年6月26日	任期満了	代表取締役社長
青山 英男	2020年6月26日	任期満了	取締役会長
鬼木 康男	2020年6月26日	任期満了	取締役
孫 田夫	2020年6月26日	任期満了	取締役
星川 望	2020年6月26日	任期満了	取締役
藤本 一郎	2020年6月26日	任期満了	取締役
福島 満則	2020年6月26日	辞任	常勤監査役

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と取締役徐柱良及び取締役関栄光並びに監査役堂野達之及び監査役松野直徒の4氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

3. 補償契約の内容の概要等

該当する契約はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

i. 個人別の報酬等のうち、次の事項（（ア）～（エ））の決定に関する方針

（ア）業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法

当社は不動産関連事業から医療関連事業への大転換を行なっている最中であり、業績指標に連動した報酬は、現時点では行わない。

（イ）非金銭報酬等（株式報酬、ストック・オプション）の内容・額

（数）または算定方法

当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブとする為に、ストック・オプションの総額をAとし、取締役に付与する。

取締役に付与する個人別の額は代表取締役社長に一任する。

収益とリスクのバランスに優れた経営を行う為、社外取締役は過度な業績指向へのブレーキ役を担うことから、社外取締役にはストック・オプションを付与しない。

(ウ) その他の報酬（＝確定額報酬等（（ア）（イ）以外の報酬））の額
または算定方法

確定額役員報酬は総額をBとして、代表取締役社長に一任する。

(エ) (ア) (イ) (ウ) の割合（構成比率）の決定に関する方針

取締役の個人別ストック・オプション付与額と確定額報酬の比率はA:

Bを概ねの基準として、代表取締役社長に一任する。

ii. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

ストック・オプションの付与時期は、定時株主総会の終了後1年以内
に付与候補者と割当契約を締結した上で付与するものとする。

確定額役員報酬は、年間報酬額の1/12を月額で支払う。

iii. 報酬等の内容の決定方法（以下は、取締役その他の第三者に委任する
場合）

取締役の個人別ストック・オプション付与額および確定額役員報酬の
額の決定の委任を受ける者は、代表取締役社長とする。

iv. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額(百万 円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象とな る役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	57	52	－	5	11
(うち社外取締役)	(5)	(5)	(－)	(－)	5
監査役	10	10	－	－	4
(うち社外監査役)	(4)	(4)	(－)	(－)	2
合 計	68	63	－	5	15
(うち社外役員)	(10)	(10)	(－)	(－)	7

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち社外取締役3名）及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる報酬は「5. ①. i. (ア) 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載のとおりで、現時点では行われておりません。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「①. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における保有状況は「Ⅲ. 1. 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は5名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第28回定時株主総会において、株式報酬の額として年額24百万円以内、株式数の上限を年24,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長宮下仁に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役へのストック・オプションの付与額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

6. 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役である徐柱良氏は金山能源集团有限公司の執行董事兼主席であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役である関栄光氏はワンアジア証券株式会社の専務取締役であります。当社は、ワンアジア証券株式会社とフィナンシャルアドバイザー契約を締結しております。
- ・社外監査役である堂野達之氏は、堂野法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役である松野直徒氏はNPO法人Life Bridge Japanの副理事長、国立大学法人旭川医科大学外科学講座および同大学移植医工学治療開発講座の特任教授であります。当社連結子会社のグローム・マネジメント株式会社と医療法人の経営及び運営全般に係わる助言及び指導等に関する顧問契約を締結しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
社外取締役	徐 柱良	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	関 栄光	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	堂野 達之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち11回、監査役会12回のうち全てに出席いたしました。長年にわたる弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	松野 直徒	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。長年にわたる医師としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。

④親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤社外役員に関する記載内容に対する当社社外取締役からの意見

上記①～④に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見は特にありません。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度に係る報酬等の額は、上記の他、過年度における有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書に係る追加報酬3百万円、前連結会計年度に係る追加報酬10百万円があります。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、グローム・グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることとその継続的な改善に努めています。

- ① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローム・グループ」という。）を統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行うとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- i. 当社では、取締役会がグローム・グループの経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。
- ii. 取締役は、グローム・グループが、医療関連事業に携わり、アライアンス先医療機関利用者及び関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、医療機関経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を形成する。
- iii. コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役職員に適用する。運用は、コンプライアンス委員会が対応し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。
- iv. 取締役会は、当社及びグローム・グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

- v.当社は、稟議等により業務を遂行するに際して決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みとなっている。
- vi.内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の確保に努めている。
- vii.当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように努めている。
具体的な取り組みとして、
 - ・反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。
 - ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。
 - ・反社会的勢力との関係を持たないように外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力でないか調査を行う。
- viii.内部通報規程を制定し、コンプライアンス違反の発見と内部通報者の保護を行う。
- ix.ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、当社及び子会社の役職員に対して、定期的に研修を実施する。

[運用状況の概要]

- i.当社は、中期経営計画等の事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は5名中2名を社外取締役により構成し、経営執行の監視を行っています。
- ii.当社は、グローム・グループとして、医療関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。
- iii.グローム・グループ全社に適用される「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。
- iv.内部統制各担当分野に関する責任部門を関係会社管理規程において「連携推進部署」として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。

- v.電子稟議システムを導入し、稟議規程に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野の視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手続き状況を効率的かつ確実に記録しています。
- vi.業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、公認内部監査人資格を有する監査員が内部監査計画に基づき内部監査を実施しています。
- vii.反社会的勢力との取引排除のため反社会的勢力への対応に関する業務規程を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- viii.グローム・グループ全役職員に適用される「内部通報規程」を制定し、通報者・相談者が不当な差別を受けることを禁止した上で、グループ各社の役職員からのリスク情報を収集し、対応を行うことができる体制を構築しています。
- ix.コンプライアンスに関する情報提供と啓発を行うため、グローム・グループの全役職員を対象にした研修を実施し、ビジネス倫理と法令遵守の実践を推進しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

〔体制〕

当社は文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面または電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、使用人に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

〔運用状況の概要〕

当社は文書管理規程を制定し、作成した株主総会、取締役会等の重要会議の議事録等の重要文書を、適宜、書面及び電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理しています。また、電子稟議システムも導入し、重要案件の決裁と決裁文書の保管及び管理に関しての手続きを明確化かつ効率化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

③ 会社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

〔体制〕

当社は、経営に付随するリスク及び組織横断的なリスク状況の監視は主として経営企画管理室が行い、経営層への情報伝達と連携を実施し、リスクの高い事項等に対しては迅速な対応を行う。各部門が所管する業務に付随するリスクに対しては担当部門が管理し、監視、報告、対応、予防等のための必要な措置を行うこととしている。

また、グローム・グループ各社についてもリスク管理を進め、リスク情報については、当社への情報伝達とグループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

〔運用状況の概要〕

経営に付随するリスクに関する情報は経営企画管理室が主体となって、グローム・グループ各社に関しても情報収集を実施し、リスクの高い事項等については経営層に報告されるとともに適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めています。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

当社は、取締役会がグローム・グループの経営の基本方針と戦略ならびに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

- i.経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。
- ii.代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。

また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

〔運用状況の概要〕

当社は、中期経営計画を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が経営管理を行い、当社の代表取締役が参加する定例及び随時のミーティングにおいて情報の共有化と方向性の確認を行っているほか、取締役会において事業の推進状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
〔体制〕

- i.当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に応じて管理する事項を見極め、グローム・グループにおける業務の適正を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実に柱とする体制を構築する。
- ii.当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に報告することを求めている。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画管理室の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

〔運用状況の概要〕

- i.子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業及び経営管理とコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を当社と子会社に設置し、グループ各社に対して必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。
- ii.当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告が行われ、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。

⑥ 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する体制
〔体制〕

当社は、監査役会事務局として内部監査室が監査役会の業務を補助する。

〔運用状況の概要〕

監査役会の事務局として内部監査室及び総務チームが監査役会の業務の補助を行うとともに、監査役会は会計監査人及び内部監査室と監査の実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

当社は、内部監査室の人選にあたっては、代表取締役は常勤監査役の意見を聞く。また、内部監査規程において、監査役会の職務を補助すべき使用人は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものと定める。

[運用状況の概要]

内部監査室の人員の選任の際は、常勤監査役が候補者と直接面談するなどし、意見を述べています。また、内部監査規程に、「内部監査室長は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定を記載しています。

- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

[体制]

当社は、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者から監査役への報告する以下の体制を整備する。

- i. 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
- ii. 当社の監査役が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、または書類もしくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
- iii. 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役または使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制
- iv. 監査役または監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制コンプライアンスに抵触する行為等について監査役会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

〔運用状況の概要〕

- i. 監査役は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録及び重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
 - ii. 監査役は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に説明や資料の提出を行っています。
 - iii. 重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査役に連絡するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
 - iv. 当社の常勤監査役がグローム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査役等受付窓口にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように内部通報規程に明示し、運用されています。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

〔体制〕

監査役が監査役監査の実施について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査役の監査業務について生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

〔運用状況の概要〕

監査役の職務の執行について生じる費用または債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

監査役は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

〔運用状況の概要〕

監査役は、グローム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と重要会議に出席するほかに小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、必要な情報の収集や意見交換を行っています。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のありかたに関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載しております金額及び数値については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、また、消費税等は含まれておりません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,961	流 動 負 債	331
現金及び預金	1,520	短期借入金	250
売 掛 金	5	1年内返済予定の長期借入金	10
売 上 預 け 金	8	未 払 法 人 税 等	23
短期貸付金	608	そ の 他	47
1年内回収予定の長期貸付金	2,698	固 定 負 債	160
未 収 入 金	1,599	長期借入金	7
そ の 他	151	資 産 除 去 債 務	76
貸 倒 引 当 金	△1,630	長期預り敷金保証金	72
固 定 資 産	2,914	そ の 他	3
有 形 固 定 資 産	178	負 債 合 計	491
建 物	160	(純資産の部)	
構 築 物	1	株 主 資 本	7,375
工具、器具及び備品	16	資 本 金	3,049
無 形 固 定 資 産	4	資 本 剰 余 金	3,012
ソ フ ト ウ ェ ア	3	資 本 準 備 金	3,012
そ の 他	0	利 益 剰 余 金	1,314
投資その他の資産	2,731	利 益 準 備 金	74
投資有価証券	0	その他利益剰余金	1,240
関係会社株式	1,219	繰越利益剰余金	1,240
長期貸付金	1,785	自 己 株 式	△0
繰延税金資産	23	新 株 予 約 権	8
敷金及び保証金	97	純 資 産 合 計	7,384
そ の 他	64		
貸 倒 引 当 金	△458		
資 産 合 計	7,876	負 債 純 資 産 合 計	7,876

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		149
売 上 原 価		84
売 上 総 利 益		64
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		541
営 業 損 失		△477
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	311	
受 取 配 当 金	1,471	
賞 与 引 当 金 戻 入 益	9	
為 替 差 益	74	
そ の 他	3	1,870
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	77	
資 金 調 達 費 用	26	
違 約 金 損 失	7	
そ の 他	41	286
経 常 利 益		1,106
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	5	
固 定 資 産 売 却 益	0	
課 徴 金 引 当 金 戻 入 額	9	14
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	42	
特 別 調 査 費 用	12	
事 務 所 移 転 費 用	18	
出 資 金 評 価 損	9	
そ の 他	1	84
税 引 前 当 期 純 利 益		1,037
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△75	
法 人 税 等 調 整 額	△23	△99
当 期 純 利 益		1,136

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金		自己 株式	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,199	1,162	74	104	△0	2,539
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,850	1,850				3,700
自己株式の取得					△0	△0
当 期 純 利 益				1,136		1,136
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	1,850	1,850	－	1,136	△0	4,836
当 期 末 残 高	3,049	3,012	74	1,240	△0	7,375

	新 予 約 株 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	-	2,539
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		3,700
自己株式の取得		△0
当 期 純 利 益		1,136
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	8
当 期 変 動 額 合 計	8	4,844
当 期 末 残 高	8	7,384

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

記

1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

監査役会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2021年5月21日

グローム・ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 金 重 凱 之 ㊞

社 外 監 査 役 堂 野 達 之 ㊞

社 外 監 査 役 松 野 直 徒 ㊞

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,757	流 動 負 債	752
現 金 及 び 預 金	2,103	短 期 借 入 金	250
受取手形及び売掛金	107	1年内返済予定の長期借入金	329
営 業 貸 付 金	413	未 払 法 人 税 等	38
商 品 及 び 製 品	10	そ の 他	134
販 売 用 不 動 産	1,899	固 定 負 債	209
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1	長 期 借 入 金	7
短 期 貸 付 金	228	資 産 除 去 債 務	76
1年内回収予定の長期貸付金	1,078	長期預り敷金保証金	121
そ の 他	555	そ の 他	3
貸 倒 引 当 金	△639	負 債 合 計	962
固 定 資 産	2,545		
有 形 固 定 資 産	201	(純資産の部)	
建 物 及 び 構 築 物	169	株 主 資 本	7,357
土 地	10	資 本 金	3,049
そ の 他	21	資 本 剰 余 金	3,012
無 形 固 定 資 産	11	利 益 剰 余 金	1,296
そ の 他	11	自 己 株 式	△0
投資その他の資産	2,332	その他の包括利益累計額	△11
投 資 有 価 証 券	670	為 替 換 算 調 整 勘 定	△11
長 期 貸 付 金	1,646	新 株 予 約 権	8
繰 延 税 金 資 産	45	非 支 配 株 主 持 分	△13
敷 金 及 び 保 証 金	103	純 資 産 合 計	7,341
そ の 他	324		
貸 倒 引 当 金	△458	負 債 純 資 産 合 計	8,303
資 産 合 計	8,303		

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,968
売上原価		2,659
売上総利益		1,309
販売費及び一般管理費		931
営業利益		377
営業外収益		
受取利息	182	
賞与引当金戻入額	32	
為替差益	69	
その他	5	289
営業外費用		
支払利息	128	
貸倒引当金繰入額	73	
資金調達費用	70	
持分法による投資損失	287	
違約金損失	7	
その他	53	620
経常利益		46
特別利益		
関係会社株式売却益	61	
固定資産売却益	0	
課徴金引当金戻入額	9	70
特別損失		
固定資産除却損	43	
関係会社清算損	257	
特別調査費用	12	
出資金評価損	48	
その他	19	381
匿名組合損益分配前税金等調整前 当期純損失		△263
匿名組合損益分配額		7
税金等調整前当期純損失		△271
法人税、住民税及び事業税	17	
法人税等調整額	△33	△16
当期純損失		△255
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純損失		△255

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,199	1,162	1,551	△0	3,912
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,850	1,850			3,700
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△255		△255
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,850	1,850	△255	△0	3,444
当 期 末 残 高	3,049	3,012	1,296	△0	7,357

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計			
当 期 首 残 高	△190	△190	－	△13	3,708
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					3,700
自 己 株 式 の 取 得					△0
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△255
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	179	179	8	－	188
当 期 変 動 額 合 計	179	179	8	－	3,632
当 期 末 残 高	△11	△11	8	△13	7,341

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 和也 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 黒崎 知岳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

記

1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

監査役会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

グローム・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金 重 凱 之 ⑩

社外監査役 堂 野 達 之 ⑩

社外監査役 松 野 直 徒 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	みや した ひとし 宮 下 仁 (1965年4月8日)	1988年4月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 2004年2月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ (現 (株)DAインベストメンツ) 2011年7月 グリーンオーク・インベストメント・ マネジメント(株) 2019年7月 当社 経営企画室長 2020年6月 当社 代表取締役社長 (現任) 2021年1月 グローム・ワークサポート(株) 代表取締役社長 (現任)	一株
2	はし もと かず ひさ 橋 本 和 久 (1975年8月1日)	1999年4月 麻生商事(株) 2003年4月 (株)麻生 2008年6月 アスメディックス(株) 取締役 2011年5月 社会福祉法人宇治病院 理事・評議員 2013年5月 (株)キューブリック 2014年6月 医療法人弥栄病院 2016年2月 (有)ダヴィンチ・コミュニティー(現 (有)セコイア・インベストメント) 2016年4月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ (現(株)DAインベストメンツ) 2017年4月 (株)LCパートナーズ メディカル事業本部長 2017年11月 (株)LCメディコム (現グローム・マ ネジメント(株)) 取締役 2018年6月 (株)LCメディコム (現グローム・マ ネジメント(株)) 代表取締役社長 (現 任) 2018年6月 当社 取締役 (現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	山口 公明 (1950年3月30日)	1973年4月 (株)第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 1991年8月 キダーピーボディ証券会社東京支店 投資銀行本部長 1995年2月 モルガングレンフェルジャパンリミテ ィッド東京支店 投資銀行本部長 2003年6月 GEコンシューマー・ファイナンス(株) 専務取締役 2005年2月 (株)新生銀行 (出向) (株)アプラス 代表取締役専務 2011年6月 (株)東京スター銀行 代表執行役副頭取 2016年6月 (株)アコーディアゴルフ 社外取締役 2016年6月 セントケアホールディングス(株) 社外取締役(現任) 2016年7月 (株)東横インホテル 企画開発 取締役 2020年6月 ワンアジア証券(株) 取締役会長 2020年6月 当社 取締役会長(現任)	一株
4	※ 何 清 (1968年4月25日)	1993年5月 北京中之旅商務會議服務有限公司 最高財務責任者 1994年10月 北京外企航空服務有限公司 最高財務 責任者 2009年10月 北京北大青鳥有限責任公司 副総裁(現 任) 2017年4月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事(現任)	一株
5	徐 柱 良 (1969年10月6日)	1991年4月 山西天成海洋エネルギー化学有限公司 2000年10月 山西GELAIMA科技有限公司 2009年1月 北大青鳥グループ副総裁(現任) 2013年1月 金山エネルギーグループ有限公司 執行取締役 2017年12月 くにうみエナジー(株) 代表取締役 2018年4月 ワンアジア証券(株) 取締役 2019年10月 当社 取締役(現任) 2020年3月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事兼董事局主席(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 何清氏、徐柱良氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 何清氏は、企業財務及び企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 徐柱良氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 徐柱良氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって21ヶ月となります。
5. 各候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。
6. 何清氏、徐柱良氏の選任が承認された場合には、当社は同氏らそれぞれとの間において、会社法第427条第1項および定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。上記取締役候補者が取締役に選任された場合には、当該契約の被保険者となります。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役の報酬等の額の改定並びにストック・オプション報酬等の額及びその具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会決議において、年額150百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）とご承認いただいております。かつ、当該報酬枠とは別に、2020年6月26日開催の定時株主総会決議において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額24百万円以内の範囲で付与することにつき、ご承認いただいております。

本総会では、2020年6月26日決議を改定し、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額80百万円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く。）については、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じた額といたします。

上記に鑑み、当社は、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）であり、第1号議案「取締役会5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

（1）新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式60,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、下記（2）により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

（2）発行する新株予約権の総数

新株予約権600個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

新株予約権1個につきその目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)
は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割(株式
無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行
う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調
整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与
株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り
捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、付
与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株
式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使によ
り交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」
という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から過去1年間(応当日は割当日か
ら1年前の前日。応当日に取引がない場合、その直前日)の各日における東京
証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均価額と、割当日前
日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値のいづれ
か高値の方の価額に、1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、
当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、当社
が合併または会社分割を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、
当社は、必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲で、別途定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件の概要

- ① 当社は、新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当該放棄をした日をもって、当該新株予約権を無償で取得するものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他の新株予約権の行使の条件及び内容（上記（1）から（7）までの事項における細目を含む。）については、別途定める。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、税制適格ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社取締役に交付されるストック・オプションとしての新株予約権は、取締役の報酬等に該当しますので、第2号議案に基づき取締役のストック・オプション報酬等の額の改定及びその具体的な内容が決定承認されることを条件としております。なお、第2号議案では、各事業年度に割り当てる新株予約権の上限を600個と定めておりますが、本議案で本事業年度に当社取締役に割り当てる新株予約権は、下記のとおり400個です。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）並びに当社及び当社子会社の従業員の当社グループ全体の連結業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当対象者

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）並びに当社及び当社子会社の従業員

3. 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式209,500株を上限とする。

このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式40,000株を上限とし、子会社取締役（社外取締役を除く。）並びに当社及び当社子会社の従業員に割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、169,500株を上限とする。

なお、下記（２）により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

（２）新株予約権の数

2,095個を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数は、400個を上限とし、子会社取締役（社外取締役を除く。）並びに当社及び当社子会社の従業員に割り当てる新株予約権の数は、1,695個を上限とする。

新株予約権１個につきその目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整するものとする。

（３）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から過去１年間（応当日は割当日から１年前の前日。応当日に取引がない場合、その直前日）の各日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均価額と、割当日前日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高値の方の価額に、1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切上げ）とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より2年を経過した日の属する月の翌月1日から2031年6月28日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

権利行使時における条件は設定しない。但し、当社の従業員又は当社子会社の従業員が割当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあることを要する。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当該放棄をした日をもって、当該新株予約権を無償で取得するものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 合併等の組織再編をする場合の条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(5)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(5)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(9)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項
上記3.(7)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(11) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区横網 1－6－1
第一ホテル両国 5階 清澄
電話 03-5611-5444（代表）



交通のご案内

〈交通〉

- | | | |
|------------|---------|--------|
| ・都営地下鉄大江戸線 | 両国駅 | A1出口直結 |
| ・JR総武線 | 両国駅より | 徒歩7分 |
| ・水上バス | 両国船着場より | 徒歩5分 |

※東京スカイツリー®まで路線バスで直通約10分

総会終了後、計算書類等は、当社ホームページ（<https://glome-holdings.com>）にてご覧いただくことができます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。